

徳島県統計協会特別会員規程

(目 的)

第1条 徳島県統計協会（以下「協会」という。）の設立趣旨に賛同し統計を利用し究しようとする者を対象として、これに便宜を提供し、広く統計思想の向上及びその効率化を図ることを目的とする。

(会 員)

第2条 徳島県統計協会会則第4条に定める目的に賛同し、所定の会費を納める者を特別会員とする。

(入会及び退会)

第3条 入会希望者は、入会申込書（別紙様式）に会費を添え、協会長あて申し込むものとする。

2 退会は申し出によるものとし、申し出がない場合は、入会を継続するものとする。

(配 布 物)

第4条 会員に対しては、統計協会発行の刊行物を無償配付する。

(会 費)

第5条 会費は、年額12,000円（4月から3月まで）とし、入会初年度は入会時に、次年度からは毎年4月末日までに協会発行の用紙にて、協会に納入するものとする。

2 収納した会費は、一切返還しないものとする。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

この規程は、昭和59年4月1日から施行し、59年度から適用する。

この規程は、平成元年4月1日から施行し、元年度から適用する。

この規程は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度から適用する。

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度から適用する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。